

## 意見公募要領

### ・ 1 意見公募対象

意見公募の対象は、以下のとおりです。①及び②は行政手続法（平成5年法律第88号）に基づく手続による意見公募の対象、③は任意の意見募集として意見公募を行うものです。

- ① 26GHz帯における第5世代移動通信システムの普及のための価額競争実施指針を定める告示案
- ② 総務大臣が別に告示する特定高周波数無線局の開設の認定の有効期間を定める告示案
- ③ 26GHz帯の経済的価値を踏まえた最低落札価額の算定方針（案）

### ・ 2 意見公募の趣旨・目的・背景

利用意向調査において一定の利用意向が示された26GHz帯について、既存無線局との共用可能性が高い周波数帯を対象とする価額競争による周波数割当てを実施する目的で、当該実施指針を制定します。

### ・ 3 資料入手方法

準備が整い次第、e-Gov（<https://www.e-gov.go.jp/>）の「パブリック・コメント」欄及び総務省ホームページ（<https://www.soumu.go.jp/>）の「報道資料」欄に関係資料を掲載するとともに、連絡先窓口において配布することとします。

### ・ 4 意見の提出方法・提出先

下記（1）を利用して提出する場合は、意見提出フォームに郵便番号、住所及び氏名（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を記載の上、意見提出期限までに提出してください。

下記（2）を利用して提出する場合は、意見書（別紙様式）に住所及び氏名（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、提出期限までに、それぞれ当該各項目に示す宛先に提出してください。

なお、提出意見は必ず日本語で記入してください。

#### （1）e-Govを利用する場合

- ・e-Gov（<https://public-comment.e-gov.go.jp/>）の意見提出フォームから御提出ください。なお、添付ファイルは利用できません。添付ファイルを送付する場合は、（2）

により提出してください。

(2) 電子メールを利用する場合

- ・電子メールアドレス (mobile-telecom\_atmark\_ml.soumu.go.jp) を利用し、総務省 総合通信基盤局 電波部 移動通信課 宛てに御提出ください。メールアドレスはスパムメール防止のため@を「\_atmark\_」としております。恐れ入りますが、修正の上お送りいただきますようお願いします。
- ・メールに直接意見を書き込んでいただきますようお願いします。添付ファイルを送付する場合、ファイル形式は、テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイルにより提出してください（他のファイル形式とする場合は、担当までお問い合わせください。）。
- ・電子メールアドレスの受取可能最大容量は、メール本文等を含めて 10MB となっております。
- ・意見の提出を装ってのウイルスメールが送付される事案を防ぐため、(1) の e-Gov を極力御利用いただきますよう、御協力の程よろしくお願いします。

(3) 郵送する場合

- ・〒100-8926 東京都千代田区霞が関 2-1-2  
総務省 総合通信基盤局 電波部 移動通信課 宛てに御送付ください。
- ・意見の内容を保存した光ディスクを添えて提出いただく場合、ディスクに提出者の氏名、提出日、ファイル名を記載の上、以下の条件のとおり御提出お願いします。なお、送付いただいたディスクについては、返却できませんのであらかじめ御了承ください。

【ディスクの種類】 CD-R、CD-RW、DVD-R 又は DVD-RW

【ファイル形式】 テキストファイル又はマイクロソフト社 Word ファイル（他のファイル形式とする場合には、事前に担当者までお問合せください。）

- ・ **5 意見提出期間**

令和7年12月16日（火）から令和8年1月19日（月）まで（締切日の消印有効）

- ・ **6 留意事項**

- ・意見が 1000 字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。また、それぞれの意見には、当該意見の対象である命令等の案の名称、そのページ等を記載してください。
- ・提出された意見は、e-Gov 及び総務省ホームページに掲載するほか、総務省 総合通信基盤局 電波部 移動通信課にて配布又は閲覧に供します。

- ・御記入いただいた氏名（法人又は団体にあっては、その名称並びに代表者及び連絡担当者の氏名）、住所（所在地）、電話番号及び電子メールアドレスは、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。
  - ・なお、提出された意見とともに、意見提出者名（法人又は団体にあってはその名称及び代表者の氏名に限り、個人で意見提出された方の氏名は含みません。）を公表する場合があります。法人又は団体にあっては、その名称及び代表者の氏名について、匿名を希望される場合には、その旨を記入してください（連絡担当者の氏名は公表しません。）。
  - ・意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。
  - ・意見提出期間の終了後に提出された意見、意見公募対象である命令等の案以外についての意見については、提出意見として取り扱わなことがありますので、あらかじめ御了承ください。
  - ・提出された意見は、結果の公示の際、必要に応じ整理・要約したものを公示することがあります。その場合には、提出された意見を連絡先窓口に備え付け、閲覧に供しますので、あらかじめ御了承ください。
  - ・提出された意見を公示又は公にすることにより第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、提出意見の全部又は一部を除いて公示又は公にすることがありますので、あらかじめ御了承ください。
- 
- ・ **連絡先窓口**  
総務省 総合通信基盤局 電波部 移動通信課  
担当：武田課長補佐、川畠移動体推進係長、村田官、庄司官、新官  
電話：03-5253-5893  
電子メールアドレス：mobile-telecom\_atmark\_ml.soumu.go.jp  
※迷惑メール防止のため、@を「\_atmark\_」と表示しています。メールをお送りになる際には、「\_atmark\_」を@に直してください。

## 意 見 書

令和 年 月 日

総務省 総合通信基盤局 電波部  
移動通信課 宛て

郵便番号  
(ふりがな)  
住所 (所在地)  
(ふりがな)  
氏名 (法人又は団体名等) (注1)  
電話番号  
電子メールアドレス

「26GHz 帯における第5世代移動通信システムの普及のための価額競争実施指針案等に関する意見募集」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

注1 法人又は団体にあっては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。併せて、連絡担当者の氏名を記載すること。

注2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。